平成２５年（フ）第９１号
滋賀県彦根市芹川町1447番地　17号
債務者　満嶋　勝男（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３１１号
兵庫県姫路市白国１丁目７番30―205号
シャトー三和Ⅱ
債務者　大貫　政章
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３３６号
兵庫県姫路市余部区上余部235番地14
債務者　小森建装こと　小森　　剛
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３４１号
兵庫県姫路市余部区上余部235番地14
債務者　小森眞須子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３号
岩手県釜石市大字平田第２地割25番地408
債務者　高橋　浩幸
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第４６０号
仙台市太白区長町８丁目21番８号　高庄アパート21、従前の住所仙台市太白区向山１丁目４番３―106号
債務者　横澤由美子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６４号
福島市山口字御成23番地の１、従前の住所福島市渡利字中角51番地の５　シェーマ・ＨＯＮＤＡ103号
債務者　羽田　忠一
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第４７６号
千葉県市川市曽谷４丁目32番10号
債務者　新妻　　仁
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５０６号
千葉市若葉区千城台南４丁目２番１号　アーバン・ヒルズ21―804号
債務者　長澤　幸一
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６１７号
千葉市中央区東千葉２丁目６番１―528号
債務者　坂東　　貢
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４５号
新潟市東区中木戸79番地13
債務者　駒沢さつ子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５５号
新潟市西区寺尾２番５号　コーポみつの103号
債務者　齋藤　修巳
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６９号
新潟市西区山田678番地７
債務者　阿部　　恵
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７６号
新潟市北区太夫浜新町２丁目17番17号
債務者　三浦　武揚
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９号
山梨県大月市大月町花咲2047番地１
債務者　光永不二夫
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
長野県松本市寿台１丁目５番15号
債務者　児玉　盛登
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１４７号
長野県松本市寿台１丁目５番15号
債務者　児玉　照江
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
長野地方裁判所松本支部